

清水町中小企業近代化資金融資条例（昭和38年清水町条例第14号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保証料及び利息の補給) 第8条 借受人が指定金融機関から貸出実行された資金については、予算の範囲内において、<u>保証料及び利息</u>を町が補給するものとする。</p>	<p>(保証料及び利息の補給) 第8条 借受人が指定金融機関から貸出実行された資金については、予算の範囲内において、<u>保証料の全額及び利息の一部</u>を町が補給するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。